

平成22年第2回国立大学法人旭川医科大学経営協議会議事要旨

1. 日 時 : 平成22年3月24日(水) 9:36～11:23
2. 場 所 : 第二会議室
3. 出席者 : 吉田 晃敏学長, 笹嶋 唯博理事, 松野 丈夫理事, 山内 一也理事,
表 憲章委員, 高橋 剛委員, 松田 忠男委員, 宮間 利一委員,
宮本 光明委員
4. 欠席者 : な し
5. 陪席者 : 上林 猛監事, 前田 敬道監事, 太田 貢学長政策推進室長, 佐藤監査室長,
伊藤事務局長, 中村総務部長, 市山教務部長, 菅原病院事務部長, 小山総務課長,
藤井企画評価課長, 今田会計課長, 中西施設課長, 佐藤学生支援課長,
堤総務課長補佐, 松井総務係長

議事に先立ち、平成22年第1回(平成22年1月15日開催)経営協議会の議事要旨が諮られ、これが了承された。

議 題

1. 役員の退職手当について

平成22年3月31日で任期満了により退任となる監事の退職手当について、学長から発議及び説明があり、審議の結果、業績に応じた増額又は減額という措置は行わず、基準どおりの退職手当額を支給することが了承された。

2. 平成22年度年度計画(案)について

本件について、学長から発議及び藤井企画評価課長から、資料1に基づき、当該計画(案)のうち、特に経営に関する項目について説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

審議において、学外委員から、①職員の法令遵守に関する意識の維持・向上を図るために、研修や講習以外にも、実務者レベルのワーキンググループで具体的事象をまとめたり、小冊子の作成につなげたりすることが有効であること。②医療従事者の就労支援については、二輪草センター事業を更に充実願いたいこと。③事務職員の民間での研修及び民間からの中途採用についても有効であるので、検討願いたい旨の発言があった。

なお、本件については、本日開催の教育研究評議会において審議した後、3月末までに文部科学大臣へ届け出るとともに、本学のホームページで公表する旨学長から発言があった。

3. 平成21事業年度収支見込み及び平成22事業年度当初予算(案)について

本件について、学長から発議及び今田会計課長から資料2-1～2-2に基づき説

明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

4. 平成22年度資金運用について

本件について、学長から発議及び資料3に基づき説明があり、審議の結果、「北海道地区国立大学法人の資金の共同運用（通称Jファンド）」により、学術振興後援資金を財源に、2千万円を1年間運用することが了承された。

5. 救命救急センター整備について

本件について、学長から発議及び資料4に基づき次のとおり説明があった。

- ①北海道は、今年度、国が進めている「地域医療再生計画」事業において、「救急医養成促進事業」として、1) 3 医育大学への寄附講座設置による救急医の養成、2) 救命救急センター設置による救急医の養成、を計画し昨年7月に本学に協力要請があり、本学としては協力する旨の回答をしたこと。
- ②その後、昨年11月に、北海道から、1) 規模縮小により寄附講座の設置は不可能、2) 救命救急センターは、設置の方向で整備願いたい、旨改めて協力要請があり、本学としては、再度、協力する旨を回答し、救急部を中心に北海道と打合せを行いながら、救命救急センターの設置に向けた体制整備について検討を行ってきたこと。
- ③救命救急センターに対応した体制としては、1) 救急外来のほか、入院病床として、ICUは6床のうち2床、10階東病棟に18床の計20床を運用すること、2) 勤務体制については、医師はセンター長を含めて15名、看護師は救急外来と救命救急センターを含めた病棟とを合わせて79名必要となり、施設基準を満たすためには、医師5名、看護師12名の増員が必要であること。また、看護助手など数名の診療補助要員の配置を見込んでいること。増員による必要経費については、人件費として約9千3百万円であること。
- ④施設・設備の関係では、10階東病棟に救命救急センター用のナースステーションの新設のため約1千7百万円、患者監視モニターシステム等を整備するため約9千5百万円の経費を必要とすること。
- ⑤入院基本料が大幅に上がることにより、3億円以上の増収を見込んでいること。
- ⑥来院した患者について、救命救急センターは、初期及び二次救急医療機関からの紹介患者、救急車、ドクターヘリで搬送された救急患者を対象とし、それ以外の来院で、軽症と判断された患者は、救急部、集中治療部及びNICUを除く全診療科で対応すること。また、救命救急センターの運用については、「救命救急センター設置準備委員会」において、検討すること。

審議の結果、原案のとおり、救命救急センターの取得を目指し、体制整備を図ることが了承された。

なお、救命救急センターの取得は、北海道及び厚生労働省の整備手続きの関係上、6月頃になること及び本来であれば本協議会の審議を経た後に、役員会に諮るべきであるが、本件については、北海道から早期の運用開始を求められていることから、平成22年2月17日開催の役員会において審議・了承された旨学長から付言があった。

6. 職員給与規程等の一部改正について

本件について、学長から発議及び人事院規則の改正により超過勤務手当の支給割合の引き上げ及び超勤代休時間の新設が行われた旨の報告があった。

次いで、小山総務課長から資料5-1に基づき次のとおり説明があった。

- ①1ヶ月60時間を超える超過勤務を行った場合、60時間を超えた時間については、支給割合を、現行の平日100分の125又は休日100分の135から、一律100分の150に引き上げること。
- ②引き上げ分の支給に代えて、超勤代休時間を指定できる制度を導入すること。超勤代休時間を指定した場合でも、100分の125又は100分の135の支給は行うこと。
- ③指定できる超勤代休時間は、4時間又は7時間45分を単位として行うこと。4時間又は7時間45分に満たない場合については、年次休暇と合わせることも可能であること。
- ④本改正を行った場合の人件費への影響については、超勤代休時間を指定せず、全て支給割合100分の150で支給と仮定した場合、年間360万円増の予定であること。

引き続き、学長から、本学においては、これまでも国家公務員の給与支給基準等をほぼ踏襲して、職員給与規程等の制定及び改正を行ってきたことから、今回の人事院規則改正に係る対応についても国家公務員と同様の改正を行いたいこと。改正の具体的な作業については、学長に一任願いたい旨の発言があった。

審議の結果、資料のとおり、職員給与規程等の一部改正することが了承された。

次に、学長から、手術部看護業務手当の新設について発議があり、小山総務課長から資料5-2に基づき次のとおり説明があった。

- ①手術部看護業務手当は、月の初日に手術部に勤務する看護師に対して、1月につき13,500円を支給すること。
- ②手術部に勤務するパートタイム非常勤職員については、基本給の調整額が加算されている時間給とすること。
- ③本改正を行った場合の人件費については、年間700万円増の予定であること。審議の結果、更なる待遇の改善及び過酷な環境下にある職員のモチベーション向上を図るため、資料のとおり職員給与規程等の一部改正することが了承された。

なお、手術部看護業務手当は、平成22年4月1日から支給する旨学長から付言があった。

7. 救急勤務医手当の新設について

本件について、学長から発議の後、国は平成21年度の新規事業として、救急医療機関において救急医療に従事する医師に対し救急勤務医手当を支給し、処遇改善を図ることを目的に「救急勤務医支援事業」を創設したこと。これは、救急医療に従事する医師に対し、平成21年4月以降に新たに救急勤務医手当を支給することを就業規則等に盛り込んだ場合、国が手当支給費用の3分の1を負担する制度であること。本学としては、当該支援事業が創設されたことを踏まえ、過酷な勤務状況にある救急医等の処遇改善を図ることを目的として、救急勤務医手当を新設したい旨の説明があっ

た。

次いで、小山総務課長から資料6に基づき次のとおり説明があった。

- ①救急勤務医手当は、救急医学講座、救急部、集中治療部所属の医師が夜勤をした場合及び救急部担当を命じられた各科所属の医師が、所定の勤務時間以外の時間に救急部の診療に従事した場合に、それぞれ勤務1回につき2万円を支給すること。
- ②救急部以外の宿直若しくは日直勤務を命じられた者が救急部で診療を行った場合及び研修医については、支給対象から除外すること。
- ③本改正を行った場合の人件費については、所要額は年間770万円を見込んでおり、補助金が約250万円であることから、本学としては、年間520万円支出増の予定であること

審議の結果、資料のとおり救急勤務医手当を新設し、職員給与規程等を一部改正することが了承された。

また、本来であれば、経営協議会を経て、役員会に諮るべきところであるが、開催日の都合により、先に2月17日開催の役員会で審議・了承されたことが報告された。

なお、救急勤務医手当は、平成22年10月1日に遡って支給する旨学長から付言があった。

8. 学部学生の学外実習に係る経費について

本件について、学長から発議及び市山教務部長から資料7に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり学部学生の学外実習経費補助に係る基本方針(案)について了承された。

また、本来であれば、経営協議会を経て、役員会に諮るべきところであるが、開催日の都合により、先に3月24日開催の役員会で審議・了承されたことが報告された。

なお、具体的な取扱いについては、別に定める旨学長から付言があった。

9. 研修医の当直について

本件について、学長から発議及び資料8に基づき説明があり、審議の結果、平成22年度から、研修医の救急部門での研修機会を確保するため、宿直2名及び日直3名の体制にすることが了承された。

報告事項

1. 学長報告

学長から、次のとおり報告があった。

(1) 地域医療教育学講座の設置について

日本医学教育学会から文部科学省に、資料9のとおり「提言 地域医療教育の充実のために―地域枠制度の拡大を受けて―」が提出されたこと。

北海道の地域医療に貢献する良医の育成を継続的に行っていくことを目的として、本学に地域医療教育学講座を設置することが、平成22年2月17日開催の役員会において、審議・了承されたこと。

(2) 平成21年度第2次補正予算（国立大学法人設備整備費補助金）について

平成21年度第二次補正予算が、平成22年1月28日に成立し、資料10のとおり、「医学部定員増に伴う学生教育用設備」及び「患者用ベッド」が認められたこと。

(3) 学部学生海外活動助成制度について

本学学部学生の国際化を推進し、教育上有益な外国の大学等との交流活動、外国でのボランティア活動で、将来、国際社会の発展に寄与する医師及び看護師の養成に資する活動を支援するために、学部学生海外活動助成制度を創設し、資料12のとおり「学部学生海外活動助成制度実施要項」を策定したこと。

なお、本件は、平成22年3月12日開催の学術振興後援資金管理運用委員会において、審議・了承されたこと。

(4) 受託研究、共同研究の受入れについて

平成22年2月末までに受入れを決定した受託研究及び共同研究については、資料14-1及び14-2のとおりであること。

(5) 寄附金の受入れについて

平成22年1月分～2月分の寄附金受入状況については、資料15のとおりであること。

2. その他

- ・学外委員から、次の発言があった。

地域に目を向けた地域医療教育学講座の設置や学部学生の実習経費の補助については、現在の法曹界の取り組みと似ていると感じていること。

地域で働く弁護士を増やすことを目的に、北海道大学では講座を設けて、地域で働く意欲を醸成するなどの努力をしていること。

- ・学長から、次回経営協議会は、日程調整の上開催する予定である旨の報告があった。

- ・平成22年3月31日付けで任期満了により退任となる監事から挨拶があった。

以上